

## 第 4 0 号議案

足立区生きがい奨励金支給に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 1 6 年 2 月 2 3 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区生きがい奨励金支給に関する条例の一部を改正する条例  
足立区生きがい奨励金支給に関する条例（平成 2 年足立区条例第 4 7  
号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「5,000 円」を「4,000 円を超えない範囲内において規則で定める額」に改める。

第 5 条各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前に受給資格を有している者の平成 1 5 年度分以前の奨励金の支給については、なお従前の例による。

（提案理由）

奨励金の支給額を減額し、限度額方式とするほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。